

基本目標Ⅲ

誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

人は、誰もが生まれながらにして自分らしく幸せに生きる権利をもっています。

しかしながら、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わるさまざまな問題があります。たとえば、高齢者や障害者、在住外国人などは、社会参加を阻害されたり、偏見の目で見られたりすることが少なくありません。加えて、女性の場合は、女性であることからくる複合的な困難な状況に置かれる場合があります。

また、近年の雇用・就業構造の変化や経済社会のグローバル化などのなかで、貧困などによる生活上の困難を抱える層が広がっています。相対的貧困率をみると、ほとんどの年齢層で男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で高くなっています。生活上の困難が女性に偏りがちな背景には、固定的な性別役割分担意識やそれに伴う不安定雇用、収入格差といった社会構造の問題があります。

男女平等参画の視点に立って、さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるための取組を進めることが必要です。

また、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女平等参画社会の形成にあたっての前提になります。

特に女性の場合は、妊娠や出産の可能性があるため、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

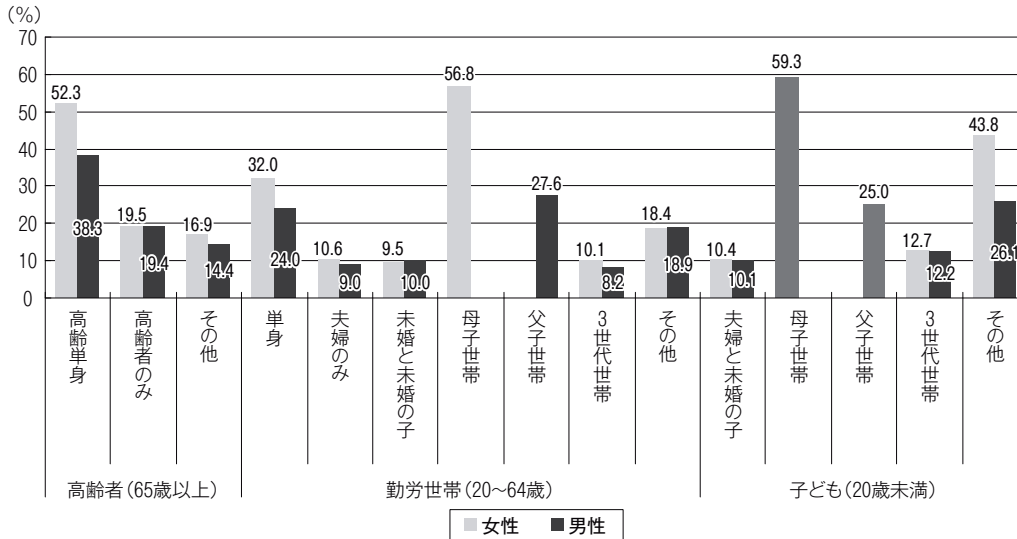
また、働きながら妊娠・出産をする女性が増えていることから、働く場において女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題です。

さらに、性別による特性を踏まえ、思春期から高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージにふさわしい健康づくりを支援することが必要です。

●リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Reproductive Health/Rights）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳されている。1994（平成6）年9月にカイロで開催された国際人口開発会議において、今後20年間の指針となる人口問題解決への行動計画が採択された。「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」はその中の重要な考え方の1つで、女性が生涯にわたる包括的な性と健康と、これらの問題について十分な情報を得て自己決定する権利が含まれている。たとえば、自らの性と生殖について十分な情報を得ることができ、安全な性生活を営めること、子どもを産むかどうか、産むなら何時、何人産むかを決定する自由をもつことができる、とされている。

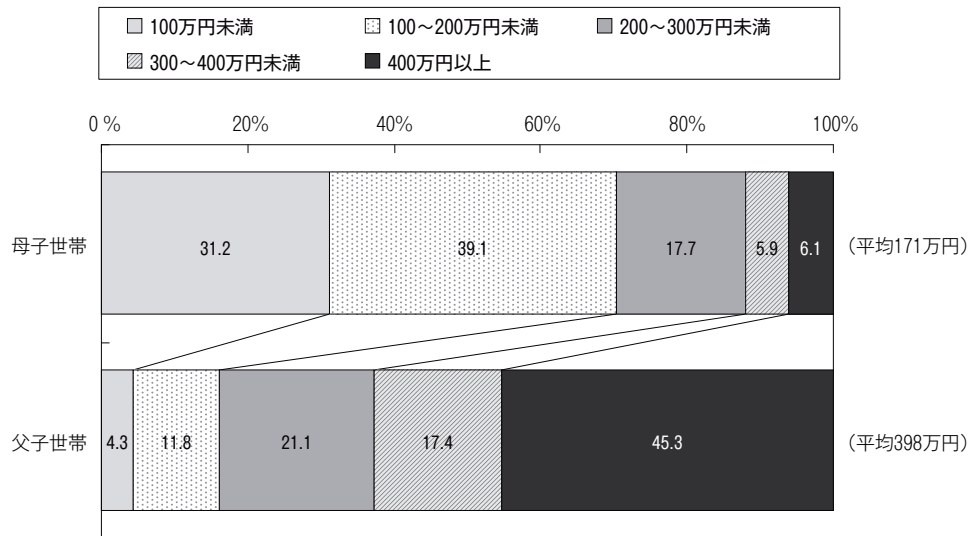
図Ⅲ-1 年代別・世帯類型別相対的貧困率（全国）



- ※ 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」2007（平成19）年を基に内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。
- ※ 2. 父子世帯は客体が少ないため、数値の使用には注意を要する。
- ※ 3. 母子世帯、父子世帯の子ども（20歳未満）は男女別ではなく、男女合計値。
- ※ 4. 高齢者のみ世帯とは、単身高齢者世帯を除く高齢者のみで構成される世帯。

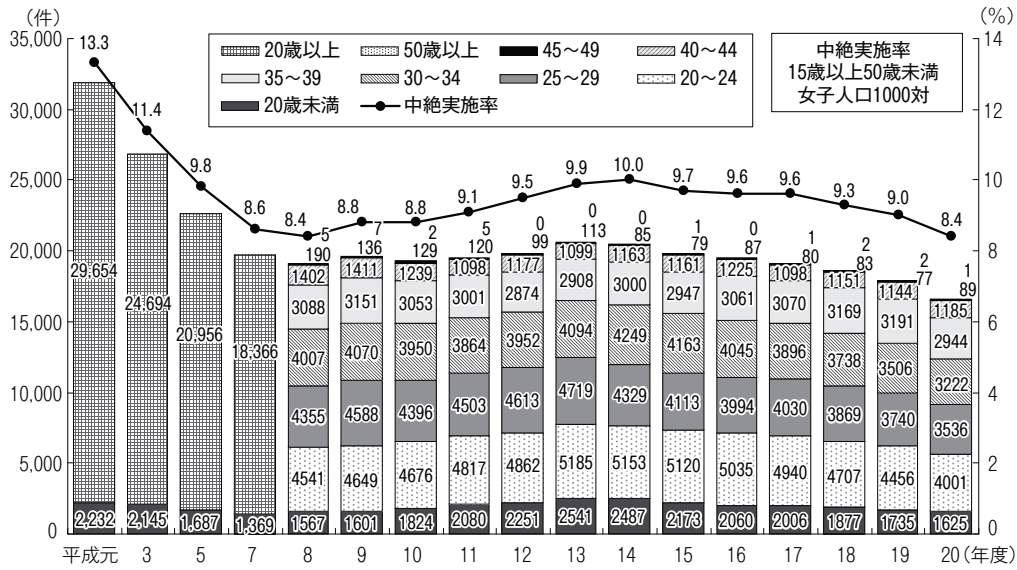
資料：内閣府「平成22年版男女共同参画白書」

図Ⅲ-2 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



- ※ 1. 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2006（平成18）年より作成。
 - ※ 2. 「平均年間就労収入」とは、母本人又は父本人の2005（平成17）年の年間就労収入である。
- 資料：内閣府「平成21年版男女共同参画白書」

図Ⅲ-3 年齢階級別人口妊娠中絶の推移（大阪府）



資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年、厚生労働省「衛生行政報告例」

表Ⅲ-1 子宮がんや乳がんなどの女性特有のがんの検診受診率、患者数（大阪府）

	検診受診率								罹患数				
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H13	H14	H15	H16	H17
子宮がん	12.4	12.8	13.3	12.6	17.7	13.9	17.8	17.8	812	853	914	1066	1239
乳がん	8.3	8.6	9.1	7.6	12.5	7.1	9.8	10.9	2265	2179	2257	2365	2593

※子宮がん、乳がん検診は平成16年より隔年受診となるも、すぐには制度が浸透しなかったため、受診率の算定方法が変わった平成17年は、一時的に受診率が上がるようになった。

資料：「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成22年

■計画推進の指標

指標名	現状値	目標値 (H28)
相談員への研修の開催回数	2回 (H22)	4回
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 12.5% (H22) 子宮がん14.2% (H22)	50%以上
女性の心とからだの健康を保つための情報提供の回数	2回/年、15件 (H23)	3回/年、50件
リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を普及するためのセミナーの開催回数	0回 (H23)	4回
若者向けの性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙、薬物依存などに関するセミナーの開催回数	0回/年 (H23)	4回/年、100件

主要施策 7 ささまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

今後ますます進行する高齢社会を豊かで活力ある社会にするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、高齢者を他の世代と同じように社会を支える重要な一員として、積極的に捉えることが必要です。

高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会を実現するために、男女平等参画の視点に立って、男女の生活実態や意識、身体機能の違いを明らかにし、就業を含めた社会参画に対する支援を進めます。特に男性に対しては、生活自立に向けた支援に積極的に取り組みます。

母子家庭等ひとり親家庭については、公的サービスが必要なところに届くよう周知を図ります。

また、さまざまな生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るため、個人の多様な生き方にそった切れ目のないサービスの提供に努めます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 高齢者・障害者の生活の充実	高齢者の就労機会等の拡大	男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します	高齢障害介護課
	公的介護保険など介護の社会化の充実	男女平等参画の視点に立って「泉南市第5期高齢者保健福祉計画（老人保健福祉計画・介護保険事業計画）」を推進します	高齢障害介護課
	障害者の生活自立の支援	男女平等参画の視点に立って「第3次泉南市障害者計画」などを推進します	高齢障害介護課
	ピアカウンセリングへの支援	ピアカウンセリングへの支援をします	高齢障害介護課
② ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への経済・生活支援	児童扶養手当の支給や、母子寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します	生活福祉課
	母子家庭の母親の就労支援	地域就労支援センターの就労支援を充実します	産業振興課
	養育費の確保のための支援	子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います	生活福祉課 人権推進課
③ 在住外国女性とその子どもの生活の充実	在住外国人女性等への支援	在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します	人権推進課 政策推進課
④ 生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	貧困を次世代に引き継がないための支援の充実	成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います	指導課 生涯学習課 保育子育て支援課 保健推進課 文化振興課
	多様な教育機会の保障	ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います	青少年センター 生涯学習課 文化振興課
	社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援	無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います	青少年センター 人権推進課

主要施策 8 相談機能の充実

本市においては、人権相談、女性相談、子ども相談、子育て相談、健康相談、地域就労支援相談など幅広い相談窓口を有しています。

これらの相談において、男女平等参画の視点に立って相談業務が行えるよう、相談員の研修を充実すると同時に、連携のしくみを整えます。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 相談窓口の充実とネットワーク	ワンストップ相談の実現	関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップ・サービスの構築を推進します	人権推進課 生活福祉課 高齢障害介護課 保健推進課 産業振興課
② 相談にあたる相談員に対する研修の充実	男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実	男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します	人権推進課 人事課 産業振興課

主要施策 9 ライフステージに対応した健康づくりの支援

男女がその健康状態やライフステージに応じて、生涯をとおり、健康の保持増進に向けた健康づくりや、適切な健康管理ができるようにさまざまな支援を行います。

施策の方向	主な事業	事業内容	担当課
① 生涯をとおしての健康づくりの支援	妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進	妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と、男性に向けた学習機会の提供を充実します	保健推進課
	性差に応じた健康支援の推進	性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます	保健推進課
	健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV／エイズや性感染症、薬物、喫煙、過度の飲酒が心身に及ぼす影響についての正確な情報と学習機会を提供します	保健推進課
② 性と生殖に関する取組の充実	さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解	性の相談窓口（思春期ダイヤル等）の情報を提供します	保健推進課 人権推進課
		総合的な学習の時間、保健体育、家庭科などの時間における性教育を充実させます	人権教育課 指導課